

議案第 6 3 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年守谷町条例第 1 5 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得の目的 平成 2 8 年度守谷市基幹系システム強靱化対策機器購入
- 2 取得する財産 管理サーバー 2 台、共有ディスク 2 台、
ソフトウェア外
- 3 取得金額 2 4, 4 4 3, 7 4 8 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
1, 8 1 0, 6 4 8 円

- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方

住 所 茨城県日立市森山町 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 株式会社 茨城計算センター
代表取締役社長 和田 穰

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 7 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
6 3 号	1

提案理由（議案第63号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年12月16日に契約し、取得した平成28年度守谷市基幹系システム強靱化対策機器購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
63号	2

物品売買契約書

発注者 守谷市(以下「甲」という。)と受注者(株)茨城計算センター(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 平成28年度守谷市基幹系システム強靱化対策機器購入
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 数 量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥24,443,748－
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥1,810,648－
- (5) 納入期限 平成29年1月31日
- (6) 納入場所 守谷市指定場所
- (7) 契約保証金 免 除

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、ただちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとする。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。

3 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、ただちに受領書を乙に交付する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は、特に遅滞料を徴収して期限の延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数に応じて年2.8パーセントに相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

議 案	頁 数
63号	3

- 2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 3 第3条第2項及び第5条に規定する場合において、指定された期限内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正があると甲が認めたとき。

(談合その他不正行為による解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第10条 乙は、乙がこの契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、また、物品の納入の前後を問わず、売買代金の100分の15に相当する額を賠償金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に該当する場合であって、同号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する売買代金の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、売買代金の100分の20に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
 - (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙がこの契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することができる。

議案	頁数
63号	4

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 28 年 12 月 16 日

発注者 甲

茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地の1

守谷市長 松 丸 修 久



受注者 乙

日立市森山町4丁目8番2号
株式会社茨城計算センター
代表取締役社長 和 田 穰



議 案	頁 数
6 3 号	5